

「歯医者行ったか？」

と、父。「行ってない。」と、私。父は鬼の形相。裸足で庭まで逃げたがすぐ捕まった。延々と叱責。殴られなかったのは幸い。小学3年生頃の思い出。父が亡くなって25年。今、歯医者さんに延々と通っている。「親思う心に勝る親心今日のおとずれなんと聞くらん」。(畏れ多いが)吉田松陰先生の辞世の句が気になる。



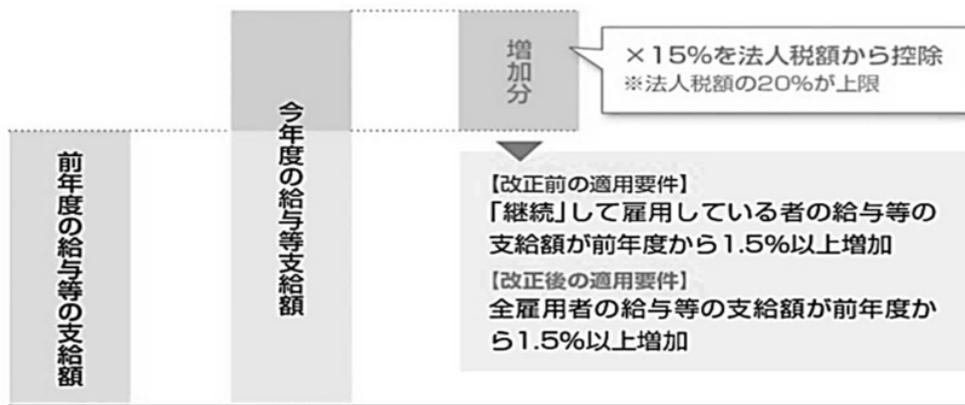
(竹内)

中小企業における所得拡大促進税制の見直し

雇用の維持・確保への懸念がある中においては、特に中小企業全体として雇用を守りつつ、賃上げによる所得拡大を促すことが重要課題となります。

具体的には、これまでは「継続」して雇っている人に支払う給与の総額が1.5%以上増えた場合に増加分の15%を減税してきました。今後は、継続雇用要件がなくなり、新卒や中途採用による人員増などで給与総額が1.5%以上増えれば、減税の対象となります。

【賃上げ・雇用の増加により適用が受けられる所得拡大促進税制のイメージ図】



■適用要件の見直し

適用要件の以下の部分について、見直しがされます。

【改正前】

$$\frac{\text{継続雇用者給与等支給額} - \text{継続雇用者比較給与等支給額}}{\text{継続雇用者給与等支給額}} \geq 1.5\%$$

【改正案】

$$\frac{\text{雇用者給与等支給額} - \text{比較雇用者給与等支給額}}{\text{比較雇用者給与等支給額}} \geq 1.5\%$$

※雇用者給与等支給額とは、適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいいます。

※比較雇用者給与等支給額とは、前事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいいます。

○教育訓練費要件を満たす場合に税額控除率が25%となる特例においても、同様に継続雇用者要件がなくなります。

適用時期は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する事業年度とされています。

(大寺)

協会けんぽ保険料率変更のお知らせ

令和3年3月分(4月納付分)から協会けんぽの健康保険・介護保険料率が変わります。

保険料	令和3年3月分から		
	①被保険者負担率	②事業主負担率	① + ② 保険率
健康保険料(徳島県)	5.145%	5.145%	10.29%
介護保険料 (40歳～64歳の方)	0.9%	0.9%	1.8%
厚生年金保険料	9.15%	9.15%	18.30%

(徳永)

3月の社会保険労務

31日 健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)
健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所)
有期事業概算保険料延納額<4月～7月分>の納付
(労働基準監督署)

支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生月を迎える者)現況届
旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生月を迎える者)現況届

資産税係

【教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与の非課税措置の延長と見直し】

「教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与の非課税措置」については、適用期限が2年間延長されます。しかし、その一方で今まで税金がかからなかった部分が相続税の課税対象となる見直しも行われます。

まとめると下記のようになります。

教育資金の一括贈与	改正前	改正後
課税対象	贈与者死亡前3年以内にこの制度を利用して贈与された資金の残額	死亡の日までに年数にかかわらず、この制度を利用して贈与された全資金の残額
受贈者が孫などの場合	相続税2割加算の対象外	相続税2割加算の対象

改正は、2021年4月1日以後の贈与等により取得した資金に適用されます。なお、贈与者の死亡日において受贈者が学生など一定の場合は除かれます。

結婚・子育て資金の一括贈与	改正前	改正後
課税対象	贈与者死亡時における贈与資金の残額 (結婚・子育て資金として使い切れていない額)	
受贈者が孫などの場合	相続税2割加算の対象外	相続税2割加算の対象
受贈者の適用年齢	20歳以上50歳未満	18歳以上50歳未満

改正は、2割加算の対象となるのは2021年4月1日以後、適用年齢の引き下げは2022年4月1日以後の贈与等により取得した資金に適用されます。また、2年間の期限延長後、廃止も視野に入れて検討されています。

(坂田)

医療係

【個人事業主の助成金等の収入計上時期の取扱い】

所得税の計算上、ある収入の収入計上時期については、その収入すべき権利が確定した日の属する年分となります(所得税法第36条)。

ただし、助成金等が、支給要綱などで定められた特定の支出(※1)を補填するものについて、その支給を受けるために必要な手続をしているときには、その支出と同時に、実質的に、助成金を支給する権利が確定していると考えられることから、その収入計上時期は、結果として、所得が生じることがないように、その支出が発生した日の属する年分として取り扱うこととしています(所得税基本通達36・37共-48)。

※1 例えば、医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業の補助金におけるマスクや消毒液の購入費用や清掃委託費用などが該当します。
(後藤)

リスマネ委員会

【小規模企業共済～共同経営者～】

一定の要件を満たした法人の役員や個人事業主の方が、廃業や退職時の生活資金などのために積み立てる制度として「小規模企業共済制度」があります。掛け金の全額が所得控除できるなどの税制上のメリットがあり、サラリーマンにとってはうらやましい制度です。

加入資格は例えば卸売業や小売業の場合、常時使用する従業員の数が5名以下の個人事業主などがありますが、平成23年1月「小規模企業共済法の一部を改正する法律」が施行された際、「個人事業主の共同経営者」も小規模企業共済に加入することが出来るようになりました。

「個人事業主の共同経営者」とは、個人事業の経営に携わる方で、一定の要件を満たせば、個人事業主の配偶者や後継者、親族以外の方も加入することができます。

ただし、加入できる共同経営者は一事業主につき「2名」までとなります。

(さくらビジネス)

会計制度

【時価の算定に関する会計基準⑥ 市場価格のない株式等の取扱い】

時価の算定に関する会計基準においては、時価のレベルに関する概念を取り入れ、たとえ観察可能なインプットを入手できない場合であっても、入手できる最良の情報に基づく観察できないインプットに基づき時価を算定することとされています。このような時価の考え方のもとでは、原則として時価を把握することが極めて困難な有価証券は想定されません。今般の改正は時価の算定方法を明らかにするもので、時価評価の範囲の変更を意図するものではありませんが、時価を把握することが極めて困難な有価証券の定めを残した場合、金融商品に関する会計基準のもとでも時価を把握することが極めて困難な有価証券が存在すると誤解を生じさせかねないため、時価を把握することが極めて困難な有価証券の記載が削除されています。

ただし、市場価格のない株式等に関しては、たとえ何らかの方式により価額の算定が可能としても、それを時価とはしないとする従来の考え方を踏襲し、引き続き取得原価をもって貸借対照表価額とする取扱いとすることとされています。

これにより、これまで時価を把握することが極めて困難であるとして、取得原価又は償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としていたもののうち、市場価格のない株式等に含まれないものについては、時価をもって貸借対照表価額とすることとなります。

また、市場価格のない株式等については、時価に関する注記が不要とされています。

(孝志茜)

税務関係書類における押印義務の見直しについて

コロナ禍で浮き彫りとなった「ハンコ問題」。在宅勤務など柔軟な働き方を妨げるほか、各手続きに時間と手間がかかることから、政府は押印の原則廃止に向けて大きく舵を切りました。

これまで押印が必要とされていた税務関係書類は、以下を除き原則として押印する必要がなくなります。この改正が適用されるのは2021年4月1日以降ですが、これ以前に押印のない書類を提出したとしても、改正の趣旨を踏まえ、税務署が押印を求めることはありません。

【改正後も押印が必要な書類】

- 担保提供関係書類、物納手続関係書類のうち、実印の押印および印鑑証明書の添付を求めているもの
- 遺産分割協議書など、相続税および贈与税の特例における添付書類のうち財産の分割協議に関する書類

(大寺)

3月の税務

■3月10日

- 1 2月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

■3月15日

- 2 前年分贈与税の申告 申告期間…2月1日から3月15日まで
- 3 前年分所得税の確定申告 申告期間…2月16日から3月15日まで
- 4 所得税確定損失申告書の提出
- 5 前年分所得税の総収入金額報告書の提出
- 6 確定申告税額の延納の届出書の提出 延納期限…5月31日
- 7 個人の青色申告の承認申請
(1月16日以後新規業務開始の場合は、その業務開始日から2か月以内)
- 8 個人の道府県民税・市町村民税・事業税(事業所税)の申告
- 9 国外財産調書の提出

■3月31日

- 10 個人事業者の前年分の消費税・地方消費税の確定申告
- 11 1月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
- 12 1月、4月、7月、10月決算法人及び個人事業者(前年12月分)の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 13 法人・個人事業者(前年12月分及び1月分)の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 14 7月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
- 15 消費税の年税額が400万円超の4月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
- 16 消費税の年税額が4800万円超の12月、1月決算法人を除く(法人の1月ごとの中間申告(11月決算法人は2か月分)<消費税・地方消費税>

～振替納税をご利用の方へ～

口座からの振替日が、申告所得税は5月31日(月)、 個人事業者の消費税は5月24日(月)になります！！

令和2年分確定申告の振替納税については、全国一律で申告所得税、個人事業者の消費税に関する申告・納付期限を延長したことに伴い、口座からの振替日についても、申告所得税は5月31日(月)、個人事業者の消費税は5月24日(月)といたしました。(国税庁HPより)

1. 令和2年分申告所得税及び復興特別所得税

納期等の区分	納期限(延長後)	振替日(延長後)
確定申告	令和3年4月15日(木)	令和3年5月31日(月)

2. 令和2年分消費税及び地方消費税(個人事業者)

納期等の区分	納期限(延長後)	振替日(延長後)
確定申告	令和3年4月15日(木)	令和3年5月24日(月)

新入職員紹介

新メンバーを迎え、気持ち新たに頑張っていきますので、よろしくお願いします！！

さくら社会保険労務士法人 竹内 拓也

1月4日より、さくら社会保険労務士法人に入社しました竹内拓也と申します。

多趣味で休日は自宅で過ごすことが多いですが、現在、母の助手席からの熱い指導と応援の下、運転の熱血教習に取り組んでおります。時々怒られることもありますが、頑張ります。

また、退勤時まで持続して職務に集中できるよう、今後は体づくりも始めていきたいと思っております。

社会人としてまだまだ未熟ですが、早く皆様のお役に立てるよう、研修や勉強に努めていきます。宜しくお願いします。

第58回優良従業員表彰式

昨年12月1日、アスティ徳島にて、徳島商工会議所の表彰式が開催されました。永年勤続する優良従業員ということで、当事務所より、20年表彰の部で2名が表彰されました。

さくら税理士法人 後藤 哲也

さくら通信を読んでいただき、ありがとうございます。私、後藤はこの度勤続20年表彰をいただきました。今日まで働いてこられたのもお客様や職場、家族といった多くの支えがあってこそのおかげです。感謝しています。

私のモットーは「明るさ」です。職業柄、お堅いイメージがありますが、笑顔で分かりやすくお客様に説明ができるよう務めていきたいと思っております。

さくら税理士法人 日浦 裕美

今回表彰をいただき偶然ですが、子供の年齢とさくら事務所での勤続年数が同じである事に気付きました。入社・出産退社、縁あって再就職と通算して20年となりました。

子育てと仕事の両立が出来た環境に感謝し、今後も仕事を通じて人助けをする事で恩返しが出来ればと思っております。

ご挨拶

1月からさくら税理士法人の所長に就任いたしました孝志です。さくら通信の最終ページのスペースを拝借して、取り留めない話をしていこうと思います。

まずは、簡単に自己紹介をいたします。名前は孝志洋平と申します。鹿児島生まれの埼玉育ちです。今年で44歳になります。血液型はO型、8月生まれです。今後ともよろしくお願ひ申し上げます。(孝志)

さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....
.....
.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容は万全を期していますが内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品や奨励または中傷するものではありません。

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
株さくらビジネスサービス
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会
〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
ホームページアドレス: <http://www.skr39.co.jp/>
Eメールアドレス: kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL: 088-625-2556
FAX: 088-654-1181